

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議に  
おけるこれまでの主な意見等【項目】

1. 総論
2. 多様な学びの場の充実と連続性の確保
3. 通級による指導の充実
  - 通級による指導の意義等
  - 通級による指導に対する本人・保護者の受け止め
  - 通級による指導の課題等
  - 通級による指導の実施形態
  - 入級・退級の目安
  - 通級による指導の評価・検証
  - ICT の活用による指導
4. 個別の教育支援計画・指導計画
5. 高等学校における通級による指導の充実
  - 通級による指導の実態等
6. 特別支援学校の専門性を活かした取組等
  - 特別支援学校のセンター的機能
  - 22 条の 3 に該当する通常の学級に在籍する児童生徒への支援
7. 教師等の専門性向上
8. 在籍者数の少ない障害種に関する課題
9. 障害特性や障害に対する理解啓発

(参考)

本検討会議における委員及び自治体からの報告（要旨）

## 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議における これまでの主な意見等

### 1. 総論

- 障害についての理解が、周囲の児童生徒や大人に社会全体としてしっかり備わっていくことが大切。(第2回・荒瀬座長)
- 児童生徒が学ぶ事を通して将来必要な力を養っていく場を整えることが周囲の大人の務めであることを踏まえ、議論を深める必要。(第2回・荒瀬座長)
- 通常の学級の在り方について、多様な子供がいることを前提として、通常学級における支援をどこまで実施すべきか、そのための環境整備を最低限どこまでする必要があるのか整理する必要がある。(第1回・野口委員)
- 特別支援学校のセンター的機能、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、特別支援教育支援員の配置・活用、合理的配慮の実施、全ての教員の専門性の向上などの更なる充実が必要。(第1回・奥住委員)
- 高等学校や大学において、障害を見過ごされてきた生徒は多く、早期の気づきを早期の支援につなげる体制整備が重要。(第1回・梅田委員)
- 高等学校における通級による指導において行っている取組や配慮すべき点は、特別支援教育支援員の配置や、高校の学習を行う中での中学校の学習内容の復習等の実施。通級を実施していない学校にも良い効果があるのは、視覚支援や授業のユニバーサルデザイン化など、障害のある生徒が在籍する可能性を考えたわかりやすい授業の実施。(第4回・兵庫県教育委員会報告)

### 2. 多様な学びの場の充実と連続性の確保

- 通常の学級に通いづらく病院に行くから学校を休めると喜んでいた子が、特別支援学級に通い始めると、見違えるように元気になり病院に来なくなった。学校の中に居場所を作るということは子供たちへの大きなメリットがある。(第3回・小枝委員報告)
- 通級指導教室は学びの場であるとともに、居場所であるという捉え方もできる。通級指導教室にしか行けない子供にとって、通級指導教室は居場所であり、徐々に学びの場になっていくということもある。また、必要な学びの場として、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室・教育支援センターを設置し、その往来をもっと柔軟にできるようにすべき。(第3回・小枝委員報告)
- 令和3年の中教審答申にも記載されている学校の持つ福祉的機能や、全ての子供たちに、安心・安全な居場所を如何に広げていくかということの大切さについて、改めて考えさせられた。(第3回・荒瀬座長)
- 特別支援学級、特別支援学校と、障害の状況に応じて行く場所が連続する体制作りが大切。区市町村の特別支援教育体制を充実させていくことが、通常の学級の支援にも繋がっていく。(第3回・市川裕二委員)

### **3. 通級による指導の充実**

#### **(通級による指導の意義等)**

- 小中高での通級の役割は異なるため、ライフステージの観点を踏まえた検討が必要。小学校での通級では保護者の面談や相談が不可欠。他方、中学校の通級指導には思春期の迎え方に関する役割があり、高等学校での通級指導では卒業後を見据えたキャリア指導の要素が出てくる。(第1回・笹森委員)
- 発達に課題がある児童生徒でも必ず不適応を起こすわけではなく、教師の指導でいかようにもかわっていくことを多く経験している。しかし、何らかの課題があるため、週に1、2時間程度のソーシャルスキルも含めた自立活動を行うことは児童生徒にも良いことである。(第2回・櫻井委員)
- 発達障害の可能性のある児童生徒について早い内から検査をして早めに支援をすることは、子供たちがその後の学校生活をスムーズに送れるようになる上で大きな要因になる。(第3回・中田委員)
- 通級による指導での学びを如何に通常の学級担任と一緒に取り組み、通常の学級で生かしていくかが重要。(第1回・中田委員)
- 通級による指導は、やって良かったという成果を出す事が重要。あわせて、担い手や質の向上も図っていく必要がある。(第2回・池田委員)
- 高等学校における通級による指導が制度化して5年経過し、卒業生からは自分自身の弱みと強みを知ることができたという声や、教員や保護者からは発達障害の理解の深まりや、子供が自分と向き合うことで成長したという声が寄せられている。(第4回・兵庫県教育委員会報告)

#### **(通級による指導に対する本人・保護者の受け止め)**

- 通級による指導で学んだことが在籍学級や地域、将来の生活の中にどうつながっているかを実感することが、通級による指導を主体的に受けることにつながっていくのだろう。(第2回・奥住委員)
- 本人が通級による指導に対する必要感や、何を学ぶかについての納得感を持っていないと通級による指導の意味がない。そのため、通級による指導内容を決して周りの大人だけで決めたり、障害の診断名だけで決めたりするのではなく、トータルな状態像の中で、今の児童生徒にとって必要な指導を行うという高い専門性が求められる。(第2回・笹森委員)
- 通級指導教室に通った児童生徒が自分自身で良いと感じた場合は、指導も必ずうまくいくことを踏まえると、通級による指導は1つの選択肢であり、指導を受ける児童生徒を主体に考える視点もあって良いのではないか。(第2回・市川宏伸委員)
- 本人や保護者の理解、納得に基づく指導を行い、通級による指導を活用して良かったという成果が出る事が重要。(第2回・荒瀬座長)
- 社会的コミュニケーション障害をもつ子供に対し、通級指導教室でロールプレイをしながらコミュニケーションの取り方を教えることも考えられる。通級指導教室で一つ一つのロールプレイをしながら誤解を解いていくような指導をすると、通常の学級に戻れる子供が増え

るのではないか。(第3回・小枝委員報告)

### (通級による指導の課題等)

- 通級による指導は自立活動に相当する指導であり、単なる各教科の遅れを補充するものではないが、喜多委員の発表において、学習指導要領の自立活動を参考にした、あるいは踏まえた学校は約60%にとどまるとのことであった。残りの学校では学習指導要領に合わない内容の指導をしている可能性があること、また高校通級も始まったことを踏まえると、通級による指導の内容について整理が必要。(第2回・市川裕二委員)
- 発達障害のある自身の子供に関しては、他校通級で負担があったが、通常の学級での勉強に加え、通級の勉強が負担であった。通級の必要性、通常の学級の内容との整理が必要。(第1回・竹内委員)
- 通級による指導を受けることが適切と思われるにも関わらず、受けていない児童生徒が多いことがわかった。そのような児童生徒が、通級による指導を受けたいと思えるシステム作りや、受けたくても受けられない場合の改善方法について検討することが必要。(第2回・奥住委員)
- 小学校における通級による指導の対象者数が増えている一方で、中学校における通級による指導の対象者数が極めて少ないことは課題。(第1回・梅田委員)
- 特別支援学級を多く設置している地域では通級による指導の対象者が少なく、逆も然りというように、地域によって運用に差があると感じる。(第2回・野口委員)
- 教師へのヒアリングを通じて、本来子供の実態に合わせて決められるべき指導の対象が、通級による指導の時間数等の自治体でのルールや環境、体制に左右されてしまう現状があると感じる。(第2回・野口委員)
- 通級による指導が適切であるかどうかの判断基準が自治体によって大きく異なる印象があるため、その実態を細かく調べるべき。(第2回・野口委員)
- 通級による指導の形態のみならず指導時間についても検討が必要。中学生や高校生は、放課後に学習塾のようなスタイルで通っているケースもある。指導の内容も、中学校で学習支援のウエイトが増すなど、小中高での指導の内容に違いがあることも通級の難しさである。(第2回・笹森委員)
- 指定都市のような大きな市町では、特別支援教育担当の指導主事もいるなど教育委員会の体制がしっかりしており、通級による指導の対象となる児童生徒について基準をもって判断しているが、一方、小さな市町では、担当の指導主事がないという教育委員会もあり、担当者で相談をして通級による指導の対象かどうかを判断するところもある。通級による指導に限らず、特別支援教育自体について、大きな地域差があると思う。(第2回・梅田委員)

### (通級による指導の実施形態)

- ここ数年の自校通級や巡回による指導が増えていることが通級による指導全体の利用者数の増加に結びついていることは事実であり、これらの形態についてどうすれば良いのかを改めて検討することが必要。(第2回・奥住委員)

- 自校通級と他校通級の地域差は存在するが、実施体制の違いに基づくものであって、対象者については違いがないのではないかと。ただし、対象者の入級の判断は自治体が行うため、その判断による違いは生じるだろう。(第2回・喜多委員)
- 他校通級では保護者の送迎が必要なため、通級指導教室は自校にあった方が良いと感じる。(第2回・櫻井委員)
- 特別支援教育総合研究所で通級による指導に関する全国調査を実施したところ、小さな町村では巡回指導が難しいため、教育委員会がタクシー・バスの手配や、保護者への経済的援助を行っていた。今後、そうした取組も進むであろうし、巡回指導も進んでいくことを期待。一方で、巡回先の学校との連携は大きな課題。(第1回・梅田委員)
- 東京都では、拠点校方式による巡回指導を実施。巡回する教師と、在籍する学級の教師や学校との連携が課題であるが、保護者負担も減っており、効果は大きい。東京都では、巡回指導にあたり、個別の指導計画に加え、連携型の個別の指導計画を作成。巡回先の教師と支援の在り方を共有し、通級での指導を在籍学級での学びにどう生かすかにつなげている。(第1回・喜多委員)
- 巡回指導の良さは、児童生徒が慣れた環境の中で指導を受けられるという安心感があるところだと思う。また、通級指導担当の教師は曜日を決めて勤務の割り振りをしているため、通常学級の担任や保護者のやり取りもしやすいというメリットがある。(第2回・中田委員)

#### (入級・退級の目安)

- 通級による指導の成果として通常の学級で力が発揮できるようになれば退級する仕組みとするのが理想であるが、併用により安定が図れる子供もいる。特別支援学級、通級による指導、通常の学級の役割を明確化する必要がある。(第1回・笹森委員)
- 就学相談の段階は特別支援学校と小中学校への就学のみであり、通級による指導が必要な児童生徒についての基準が必要。併せて、通級による指導をいつまで続けるのかについても検討が必要。(第2回・市川裕二委員)
- 通級による指導を利用する際の判定基準について、東京都の場合は、本人や保護者の意向が尊重されることが大前提となっている。(第2回・宮崎委員)
- 東京都においては通級による指導の期間を原則1年としているが、指導の延長は最長2年まで、退室した後も再入室は可能という体制を取っている。特別支援教室の指導期間1年を経た後の流れは、校内委員会等で判定をし、必要があれば翌年、指導内容を定めて引き続き指導。(第3回・目黒区教育委員会報告)
- 高等学校における通級による指導の開始と終了の決定については、教育相談や面談等により、通級による指導の必要性について、本人や保護者と十分に相談をし、校内委員会等で通級による指導が必要とされた場合には個別の指導計画を作成し、指導を開始する。(第4回・兵庫県教育委員会報告)

#### (通級による指導の評価・検証)

- 通級による指導の内容について、児童生徒にとって本当に必要な内容だったのかというア

セスメントが必要。実体験として、自分の子供が発達障害の通級指導教室で週2～4時間、何を学んだのかが、保護者である自分には全く見えてこなかった。自立活動の内容は理解するものの、児童生徒に何を目標として何を学ばせるために何を指導したのか、その結果はどうだったのかというデータを取ることが必要。(第2回・竹内委員)

- 通級による指導は必要だと考えるが、その指導の意味や連携の仕方、児童生徒に応じた対応など、根本的なところから考えていくことが必要。社会に出て行くために必要な力について考えた上で、段階に応じた指導を行うことはもちろん、実際にそれができているどうかという視点も、指導に対する評価を行う上で必要である。(第2回・荒瀬委員)
- 通級指導教室の増加に対し、通級指導の担当教師の不足や地域差、教育委員会の体制という問題があり、実態として全ての通級指導教室において担当者がアセスメントをきちんと行い判断や指導を行っているとは言いがたい状況があるのではないか。(第2回・梅田委員)
- 同じ発達障害の診断がなされた児童生徒でも、通級による指導の適用には違いが出ることも踏まえ、児童生徒個人のみならず周りの児童生徒との関係や教師との関係、在籍しているクラスでの環境といったところからの様々なアセスメントが重要。(第2回・笹森委員)
- 通常の学級の教師による障害特性に関する基本的理解は必要であるが、困難さの捉え方について、障害特性から入ると、狭い範囲での理解となる可能性がある。通常学級での困難さの気づきをアセスメントや指導・支援につなげていく上で、外部の力を借りつつ、委員会等により学校が組織的に対応できる仕組みが必要。また、通級による指導について、障害種別ではなく、生活上・学習上の困難という視点で、個別的なニーズに対して個別最適な指導を行うことも考えられる。(第1回・笹森委員)

#### (ICTの活用による指導)

- 教育はオンラインでは難しいという意見もあり得るが、コロナ禍でのインフラの整備状況や自立活動の内容を見ると、オンラインでもできそうなものがあると感じる。1つの選択肢として、自校通級が難しい場合には、自立活動としてオンラインで数人一緒にゲームをするといった工夫もあり得る。(第2回・小枝委員)
- 希少障害のある子供や教師にとって、端末や高速ネットワークを活用した指導・支援・研修が重要。通級指導教室の実施のための有力な方法にもなる。(第1回・氏間委員)

#### **4. 個別の教育支援計画・指導計画**

- 個別の教育支援計画や指導計画の在り方について、通級指導の担当教師が中心となって作る自治体もあれば、通常学級の教師が中心となって作る自治体もある。(第2回・野口委員)
- 連携型個別指導計画は、通常の学級で通級による指導を活かす、通常の学級の適応を図る事が大きな目的のため、学級担任が目標、内容、評価を書き込む。通級による指導で行ったことや、その指導を通常の学級でどう活かして行くのかが明らかになるので有用。(第3回・喜多委員)
- 幼稚園・保育園から高等学校卒業までを含め、校種間の引継ぎが大きな課題。個別指導計画と個別の教育支援計画を通じた連携の状況について実態把握しながら手立てを打つ必要

がある。(第1回・喜多委員)

- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定に当たっては、高等学校では通級による指導の単位認定の際、個別の指導計画の目標が達成できているかが基準になるため、目標を設定する段階で、生徒や保護者とその内容を確認しながら作成している。自立活動の1つの指導内容として、自分の事を説明したり、利用できる福祉制度を自分でまとめたりするトリセツ作りを取り入れている学校も多い。(第4回・兵庫県教育委員会報告)

## 5. 高等学校における通級による指導の充実

### (通級による指導の実態等)

- 通級による指導を受けている生徒は放課後を利用して、通級による指導を加える教育課程になっていることが多い。(第4回・兵庫県教育委員会報告)
- 荻窪高校の通級による指導は、普段関わっている教員が主として対応する。これにより、コミュニケーションに課題のある生徒でも安心感を持つ事が出来るほか、通級による指導と通常の授業との連携が取りやすい等のメリットがある。(第4回・馬飼野委員報告)
- 東京都は、全都立高校において、自校で自校の教員が外部人材(高校通級支援員)と共に指導することができる体制を整備している。荻窪高校では、支援員から、自己分析のためのアセスメントアプリなどの教材の提供を受けている。(第4回・馬飼野委員報告)
- 中学校から高等学校への引継ぎは、学校の所管が異なるところ、個別の教育支援計画や個別の指導計画に加え、中・高連携シートという共通の様式を作り、合格発表後に中学校から高等学校へ速やかに資料を引継ぐ、引継ぎのガイドラインを策定している。マニュアルも作成し、全ての中学校に届けることで、引継ぎの件数が年々上昇。(第4回・兵庫県教育委員会報告)
- 中学校からの引継ぎを受けることにより、高等学校での合理的配慮など、少し気にかけることで円滑に学べる生徒もいる。(第4回・兵庫県教育委員会報告)

## 6. 特別支援学校の専門性を活かした取組等

### (特別支援学校のセンター的機能)

- 特別支援学校のセンター的機能を如何に発揮し、通常の学級の特別支援教育や通級による指導を支援するかが大きな課題。(第1回・市川裕二委員)
- 特別支援学校は拠点校に対する協力校として、特別支援学校の強みを生かした訪問支援を行っている。特別支援学校が持つ専門性や様々な関係機関との連携等のつながりのノウハウを高等学校に情報提供することで、高等学校の教員からも支援の幅が広がったという声が聞かれる。(第4回兵庫県教育委員会報告)
- 特別支援学校のセンター化により、地域の園や小中学校との連携が増え、現場の意識も変わった。(第3回・小枝委員報告)
- 兵庫県では、聴覚特別支援学校から高等学校への進学が目立ってきているところ、聴覚

特別支援学校が、高校生も対象に教育相談等を行う他、高校に進学した後のフォロー、支援情報の引継ぎ、高等学校への情報提供や研修を行っている。（第4回兵庫県教育委員会報告）

### **(22条の3に該当する通常の学級に在籍する児童生徒への支援)**

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の人的な支援も必要。（第1回・喜多委員）
- 知的障害を伴う発達障害のある児童生徒への支援をどうするかはきちっと考えていくことが必要。（第2回・宮崎委員）
- 学校教育法施行令第22条の3に該当の子供の3割が公立の小学校への就学を選択しており、その子供達への支援が課題。知的障害の通級の扱いについては大きな検討課題であり、関連法令の弾力化をしていかなければならないのではないかと。（第1回・宮崎委員）
- ICD-11の英文において知的障害、自閉症、自閉スペクトラム症、ADHD、LD等が同等の位置で論じられていることを踏まえ、教育においても同等に見ていく必要がある。（第1回・市川宏伸委員）
- 知的障害のある子供の教育効果を高めるための指導や支援については、今回の学習指導要領の改訂のポイントである小中学校の学習指導要領の連続性という観点を踏まえつつ、教育課程を中心に検討すべき。（第1回・市川裕二委員）
- 通級による指導の対象外である知的障害のある生徒への指導は特に課題。入学に際し、専門的な検討の機会が必ず設定されるわけではなく、保護者が十分な情報を得た上で選択しているのか疑問。単位履修、卒業後の進路に加え、保護者は、なぜ自分の子供が通級による指導の対象にならないのかと考えているかもしれないなど、様々な課題がある。（第1回・馬飼野委員）
- 高等学校と特別支援学校が同じ敷地内にある阪神昆陽高等学校と阪神昆陽特別支援学校において、交流及び共同学習の充実を通して、共生社会の実現を目指した取組を行っている。昆陽高校の取組は、今後の議論にあたり、重要な鍵になるのではないかと。（第4回・荒瀬座長）

## **7. 教師等の専門性向上**

- 通級指導教室に期待することは、子供たちの学校への適応を改善するための指導について、教える引き出しをたくさんもった教員が増えること。（第3回・小枝委員報告）
- 通級による指導の内容である自立活動について、通級指導担当の教師がどの程度学んだ上で指導を行っているのかは非常に大きなポイントであると感じる。特別支援学校においても、自立活動の理念や、どのように進めるのかといったことについて十分でないところもあると感じており、通級による指導ではなおのことのように感じる。特に指導内容や、目標、指導内容選定に係る、特別支援学校学習指導要領の自立活動や個別の指導計画の作成・内容の取扱いの部分などをどのように参照しているのか懸念される。（第2回・藤井委員）
- 自校通級の指導を担当する教師の専門性については大きな課題がある。所属している学校

でも、発達障害、情緒障害の通級指導教室が3つあるが、担当教師3人とも特別支援学校教諭免許状を持っているわけではなく、再任用の方もいる。通級を担当する教師の専門性の向上、人材の発掘、育成が重要であり、現場の管理職の理解も課題。(第2回・櫻井委員)

- 通級による指導担当教員の専門性向上については、担当教員が1、2名と少人数の場合は研修をする場がないため、行政が意図的に研修の場を整備していくことが重要。(喜多委員)
- 指導者の質に格差がある。個別の教育支援計画の作成・活用、インクルーシブ教育システムの理念を含む障害者権利条約、関連法令や対応指針等の基本的な理論や解釈を、現場の教師に浸透させることが必要。(第1回・民間委員)
- 通級による指導の担当教師の資質の担保にあたり、特別支援学校教諭免許状のみで十分なのか検討すべき。(第1回・梅田委員)
- 通級指導教室が増えている一方で、若手教師等が増え、自立活動等の指導が十分にできない教員や、それを指導する管理職の在り方などの課題も出てきている。(第1回・喜多委員)
- 通級による指導の担当者については、指導・支援のみならず、その子供の生活に関わる人への適切な関わり方や支援に関する相談対応などの役割もある。学級担任へのコンサルテーション、保護者の子育て支援、地域の関係機関との連携などにより専門性が高まる。(第1回・笹森委員)
- 通級による指導について、多種多様な障害のある子供がいる中で、教師だけに頼らない体制の検討が必要。(第1回・竹内委員)
- 通常の学級で学びにくさに直面する子供は多い。子供達の認知スタイルに合わせた教師の指導方法のバリエーションや、合理的配慮を含む知識の普及が重要。(第1回・民間委員)
- 通常の学級に障害のある子供が在籍する中で、通常の学級の教師の特別支援教育について身に付けるべき資質能力を明らかにし、研修も含めて教師を支える仕組みが必要。(第1回・喜多委員)
- 特別支援教育推進連盟の調査によれば、通級による指導は充実してきているが、一部障害種については課題があるとの調査結果もあり検討が必要。通級指導担当教師と通常の学級の教師の連携が極めて重要であり、NISEの手引の内容等も踏まえながら検討する必要がある。(第1回・宮崎委員)
- 過去の調査では通級による指導が必要だという回答をした市町村が多かったが、担当者不足や財政的な問題により実施できない自治体もあった。ただし、タクシーを町で借り上げて児童生徒を送迎する等、小さい町も小さい町なりの工夫をしているところはある。(第2回・梅田委員)
- 言語障害・難聴の通級担当教師の養成・研修には大きな課題があり、学習指導要領で自立活動を参考にすることが明記され、個別の指導計画作成が義務づけられたにもかかわらず、教師が自立活動の理念を学ぶ機会が得られていない。自立活動の理念を踏まえた個に応じた通級による指導が展開されるよう、取り組んでいる。(第1回・藤井委員)
- 希少障害に関しては専門家がないため、過度に免許に縛られ過ぎるのはどうか。教科に関することは教科の免許が必要だが、数学を解くのに必要なのは弱視レンズなのか、拡大読

書器なのか、使い方はどうするのかといったことを判断するには、教科よりもむしろ視覚障害への理解の方が重要。（第2回・民間委員）

- OJTでの教員育成が非常に重要であるため、2人以上配置できる学校を増やしていきたい。拠点となる地域であれば、2人以上の教員が1つの学校にいて、サテライトも含めて周囲をカバーする対応ができると良い。各教室配置には、特別支援学校や特別支援学級での教員経験や、一定のスキルや知識を持っている先生を充てるよう校長に依頼。（第3回・長野県教育委員会報告）

## **8. 在籍者数の少ない障害種に関する課題**

- 本検討会議では発達障害のある児童生徒への通級による指導が主な課題となっているが、希少障害のある児童生徒への支援の在り方について、別途検討する必要があると考える。例えば弱視の通級指導教室は東京都ですら極めて少なく、誰が支援をするのかという問題が自ずと出てくる。他の障害種でも似たような事があると思われるので、それぞれの地域の現状を把握しながら対応することが必要。（第2回・宮崎委員）
- 視覚障害の児童生徒は、通級指導教室でしっかり指導すると劇的に学習への参加状況が変わり、教育的効果が大きい。しかし、弱視をはじめ希少障害のための通級指導教室が設置されない自治体が多いため、障害種や障害の発生頻度による視点からのクロス集計が必要。（第2回・民間委員）
- 希少障害に関して専門性のある指導主事や教員がいないことも大きな問題。特に弱視は、全く見えていない訳ではないとともに、行動的な問題として扱われるような行動も起こしにくく、学校が捉える問題としては過小評価されやすい。（第2回・民間委員）
- 発達段階に応じて、専門の教科への対応や受験への対応など様々な問題が発生するが、それに対する専門家の介入の頻度はおそらく低い。例えば、大学の障害学生支援を受けている弱視や視覚障害の状況は、ここ10年で200人～300人程度増えており、特に弱視が増えている。その理由は、高校での弱視の措置の仕方が改善したほか、社会が変わり、合理的配慮を訴えやすくなったという状況もあるが、それを受け止める側が成熟していないという問題がある。（第2回・民間委員）
- 病弱・身体虚弱である子供の通級指導対象者は平成9年には4人、令和元年には50人と少ない。通常の学級に在籍し病気により長期欠席をしている子供が46,000人。これらの子供が、通級による指導を利用して学校にアクセスできるようになるのではないかと。（第1回・滝川委員）
- 小児慢性特定疾病児童等データベースの登録者数は、83,000人強（18歳未満）。病気を持ち、療養しながら通常の学級に在籍している子供達が非常に多く、通級による指導の更なる充実が必要。（第1回・滝川委員）
- 通級による指導は、病気で学校に行けない児童生徒にとってはかなり有効な仕組みではないかと考える。実際にどういう実態で指導が行われているのかを今後把握する必要がある。（第2回・滝川委員）
- 小・中学校段階で病気療養児に同時双方向型の授業配信を行った際に、指導要録上出席扱

いすることを可能とした平成30年9月の通知を知らない教師も多く、周知・普及する必要がある。(第1回・滝川委員)

## **9. 障害特性や障害に対する理解啓発**

- 通級による指導の形態によらず、児童生徒が通級による指導を受けていることを他の児童生徒に知られ、当該児童生徒が負担に感じる事は防ぎようのないことであるため、むしろ他の児童生徒に理解をさせることが必要。(第2回・竹内委員)
- 通級による指導が必要であることについての保護者や本人、周囲の子供たちへの理解啓発が重要。肢体不自由の分野でも巡回指導を進めて行く上で、どのタイミングで保護者と連携し理解啓発を促すかについての具体的な方法論の検証も必要。(第2回・池田委員)
- 肢体不自由児については、移動の困難さにより他校通級が非常に難しいため、全国的な通級による指導の充実につながっていない。自校通級や巡回通級の整備、特別支援学校のセンター的機能の充実、教師に対する障害特性への理解啓発が必要。(第1回・池田委員)
- 特別支援教育は進んだとの印象を持っているが、膠着化している部分もあり、特に管理職において特別支援教育や通級による指導への考え方がどこまできちんと理解されているのか懸念がある。若手の教師についても同様の懸念がある。(第2回・中田委員)
- 障害者政策委員会において、学校における障害に関する理解啓発の重要性が議論されている。通常の学級における特別支援教育を考える際にも、理解啓発という視点が重要。(第1回・市川裕二委員)
- 全国の通常の学級や特別支援学校、特別支援学級の担任の教員にも、小枝委員の本報告を聞く機会をぜひ作ってほしい。(第3回・平野委員)
- 東京都では、全ての学校、学年、学級に発達障害のある生徒が在籍しているという認識のもと、在籍学級等を含む学校全体で組織的に取組を進める必要があるとして、全校にリーフレットを配布している。(第3回・目黒区教育委員会報告)

## (参考) 本検討会議における委員及び自治体からの報告 (要旨)

### 【医療現場からみた小中学校等の通級による指導の課題と期待 (小枝委員)】

- 特別支援教育導入後の学校の変化
  - ・特別支援教育コーディネーターの校務分掌化等により、学校管理職を含めた学内の相談体制が進み、教室に閉じこもりがちだった子どもの問題が校内に共有されるようになった。
  - ・特別支援学校のセンター化により、地域の園や小中学校との連携が増え、現場の意識も変わった。
  
- 医療から見た学校の居場所
  - ・通級指導教室に期待することは、子供たちの学校への適応を改善するための指導について、教える引き出しをたくさんもった教員が増えること。
  - ・社会的コミュニケーション障害をもつ子供に対し、通級指導教室でロールプレイをしながらコミュニケーションの取り方を教えることも考えられる。通級指導教室で一つ一つのロールプレイをしながら誤解を解いていくような指導をすると、通常の学級に戻れる子供が増えるのではないか。
  - ・通級指導教室は学びの場であるとともに、居場所であるという捉え方もできる。通級指導教室にしか行けない子供にとって、通級指導教室は居場所であり、徐々に学びの場になっていくということもある。また、必要な学びの場として、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室・教育支援センターを設置し、その往来をもっと柔軟にできるようにすべき。
  - ・学校は布置の力が備わるまでの「ゆりかご」としての役割がある。通常の学級に通いづらく病院に行くから学校を休めると喜んでいた子が、特別支援学級に通い始めると、見違えるように元気になり、病院に来なくなった。学校の中に居場所を作るということは、医者が束になってもかなわないほど、子供たちへの大きなメリットがある。居場所のある学校は宝船。
  - ・医療者として、就学支援委員会で揃える書類や通級指導教室の適否の判断のための診断書は不要としてほしい。
  - ・教員や保護者は、褒める場所が違っていると感じる。できたら褒めるのではなく、頑張ったことを褒めるようにすると良い。
  - ・早い内から検査をして早めに支援をすることは、子供たちがその後の学校生活がスムーズに送れるようになる上で大きな要因になる。支援に至るまでの期間を短くするためには、学校関係者の経験値を増やすと良いが、話し合いの場を持って決定しなければならないという思い込みが妨げになっている。各学校単位で担当が集まって話し合い決定するというふうに、決定機関の機動力を高める事が大事。

## <小・中学校における通級の指導の取組>

### 【長野県教育委員会における取組】

- ・長野県特有の課題は、①中山間地への通級指導教室の設置の困難さ、②他校通級の移動時間の長さや送迎等の負担、③単独の市町村単位で通級指導教室を開設できないために市町村を越えた運営が必要になる事。
- ・課題①への対応として、県内を人口規模や他校通級の利便性等を踏まえ、28エリアに細分化し、エリア毎にニーズの把握と配置の計画を立てた結果、地域の教育資源のバランスを考慮しながら、通級指導教室を設置・活用できている。
- ・エリアを細分化する際は、地理的な要因を背景とした自治体ごとのまとまりを1つの単位として考えていくと、自治体ごとの連携が取りやすい。
- ・課題②への対応として、他校通級の困難さに配慮し、巡回指導の実施を拡大。兼務発令を受けた教員は、本務校とは別にサテライト教室で指導。担当教員が1日もしくは半日、定期的に勤務することを原則としていることや、兼務校内での通級指導教室の位置づけや兼務職員の位置づけが明確になることで、兼務校内での児童生徒の実態把握や職員間の連携が図りやすくなった。
- ・財政面では、兼務発令により、1日単位の勤務であれば本務校とサテライト校それぞれで通勤手当が出るため、移動にかかる費用は生じない。半日単位で移動が必要な場合や教育相談として回る場合は旅費が必要になるが、既存の予算で対応し特別な予算は組んでいない。
- ・課題③への対応として、通級指導教室連絡会を市町村教育委員会で立ち上げるよう依頼。
- ・人口規模の小さい3村の教育委員会が協力して全ての村の小中学校にサテライト教室を設置し、各学校での自校通級を実現。
- ・「適切な学びの場ガイドライン」の作成や学校への丁寧な説明等により、通級による指導担当以外の教職員への理解啓発している。小中学校、特別支援学校の全ての教員に配布し、校内研修で活用。県独自のガイドラインは作成しておらず、文科省の通知や、「障害のある子供の教育支援の手引き」を基準に、各自治体が教育支援委員会で判断。退級は一定程度目安を決め、こまめに見返しをする事を大切にしている。
- ・県教委としての今後の方向性として、OJTでの教員育成が非常に重要であるため、2人以上配置できる学校を増やしていきたい。拠点となる地域であれば、2人以上の教員が1つの学校にいて、サテライトも含めて周囲をカバーする対応ができると良い。各教室配置には、特別支援学校や特別支援学級での教員経験や、一定のスキルや知識を持っている先生を充てるよう校長に依頼。
- ・言語障害通級指導教室は以前からあり、LD等通級指導教室と同じスキーム。視覚障害と聴覚障害については、県内の盲学校や聾学校で通級による指導を行っている。県立の盲学校の教員について、市町村立の学校と兼務をかける事はしておらず、盲学校や聾学校の職員が教育相談という形で出向いて、それぞれの学校の担当教員と一緒に指導し、通級指導教室の指導を内容的に補完する形式。

## 【目黒区教育委員会における取組】

- ・通級による指導として、小学校1校に通級指導学級、区内の小中学校全校に特別支援教室を設置。通級指導学級は難聴・言語障害を対象とし、他校通級が主だが、送迎が難しく通級による指導を受けることができない児童がいる。特別支援教室は自閉症、情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害の4障害が対象。特別支援教室で児童生徒12人につき1名の教員を配置。拠点校によって教員の配置数が異なるため、配置人数が少ない拠点校ではOJTが課題。
- ・40名近い通級による指導担当教員は基本的には正規・常勤の教員。初めて通級による指導を担当するなど指導に不安がある場合は、特別支援教育を担当している指導主事が巡回指導を実施。
- ・特別支援教室の入室者は増加傾向にあり、自校通級に転換したことが最も大きい。
- ・特別支援教室への入室の流れは、①教育委員会における就学相談を経る場合と、②各小・中学校における校内委員会を経る場合の2パターン。①は、保護者の通級による指導の内容への理解が十分でなく、補習教室としての利用を希望される場合があるため、保護者や区民への理解啓発を行うべく、年に2回、区民向け特別支援教育講演会を実施。②は校内委員会の検討内容に課題。特別支援教室で行う自立活動への教員の理解が不足するなど、教員への更なる理解啓発が必要。入室にあたって、診断書は必須とはしていない。
- ・校内委員会で指導が適当であると判断された場合は、判定委員会までの期間はいわゆる体験として、可能な限り速やかに、試行的に指導を開始。
- ・特別支援教室の指導期間1年を経た後の流れは、校内委員会等で判定をし、必要があれば翌年、指導内容を定めて引き続き指導。
- ・通級による指導の充実のための取組として、①校内委員会の機能強化、②在籍学級担任と巡回指導教員の連携強化のための連携型個別指導計画の作成・活用、③教員の専門性向上のための研修や円滑な引継ぎのための取組、指導主事による巡回指導、特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校主任会や特別支援教育コーディネーター連絡会における情報交換等を行っている。
- ・校内委員会の機能強化については、判定委員会は学校の判定が正しいかどうかをチェックしているため、校内委員会と判定が一致するようになっても引き続きチェックが必要。
- ・校内委員会の開催の頻度は週1回、月1回など各校による。生徒指導委員会等と一緒にを行う学校もある。
- ・特別支援教室での指導期間にかかわらず、令和3年度に特別支援教室の入室時の目標を達成した児童・生徒の割合は4.7%。
- ・小学校で通級による指導を終えていた児童であっても、進学で環境が変わると、再度指導が必要になることがある。
- ・在籍学級の担任と巡回指導の担当教員との連携にあたって、特別に時間を設定することはせず、放課後の時間など工夫して時間を取っていただいている。
- ・在籍学級の担任と巡回指導の教員の連携強化において重要な特別支援教育コーディネーター連絡会は年4回実施。昨年度までは合理的配慮が中心だったが、今年度からは特別支援教

室の運営ガイドラインに基づき、校内委員会でのよりよい取組や先進的な取組を情報共有。

- ・中高連携では、保護者の承諾のもと、個別指導計画と個別の教育支援計画を高等学校に資料として送付。中学校で実際にやってきたことが高等学校につながっていくことは大切。
- ・中学校は教科担任制だが、各学年に特別支援教育コーディネーターを置いて学級担任にうまくつないだり、特別支援教室専門員と共に教科の時間の様子を確認し、教科担任に情報共有したりしている。
- ・特別支援教室運営ガイドラインは東京都が策定。特別支援教室が増えてきたため、入退室の基準をしっかりと定めようとしたことが策定の背景。通級による指導の期間を原則1年としているが、指導の延長は最長2年まで、退室した後も再入室は可能という体制を取っている。通級による指導を受ける児童生徒は全国的に増えているので、本ガイドラインは全国的にも参考になるだろう。
- ・目黒区の弱視の児童生徒は、近隣区の弱視の通級指導学級に他校通級させていただく形で指導を受けている。
- ・目黒区の自閉症・情緒障害特別支援学級は、基本的には選択性緘黙を改善する様態の第一としており、通常の学級に学びの場が移った後にサポートの場として特別支援教室を使うといった連携はあるものの、逆はない。

## <高等学校における通級の指導の取組>

### 【兵庫県教育委員会における取組】

- ・特別支援学級在籍者の約3割、通級による指導を受けた生徒の約9割が高等学校に進学。高等学校へ進学後にも適切な支援が引き継がれるよう、中学校から高等学校への支援の引継ぎが大切。兵庫県では平成29年度から引継ぎのガイドラインを策定し、追跡調査を実施。
- ・中学校から高等学校への引継ぎは、学校の所管が異なるところ、個別の教育支援計画や個別の指導計画に加え、中・高連携シートという共通の様式を作り、合格発表後に中学校から高等学校へ速やかに資料を引継ぐ、引継ぎのガイドラインを策定している。マニュアルも作成し、全ての中学校に届けることで、引継ぎの件数が年々上昇。
- ・自立活動の評価についての情報の引継ぎは改善の余地があるが、生徒が何を学んできたのかについて、高等学校の通級指導担当の教員がしっかり聞き取るよう力を入れていただいているところ。
- ・中学校からの引継ぎを受けることにより、高等学校での合理的配慮など、少し気にかけることで円滑に学べる生徒もいる。引継ぎを受けた生徒が、全て通級による指導を必要とする生徒となるわけではないが、希望すれば通級による指導を受けられるように拠点校や巡回指導を拡充し、全校で受けられるようにしていきたい。
- ・高等学校で情報を受け止めるキーパーソンは、基本的に特別支援教育コーディネーター。
- ・最近では聴覚特別支援学校から高等学校への進学が目立ってきた。聴覚特別支援学校が、高校生も対象に教育相談等を行う他、高校に進学した後のフォロー、支援情報の引継ぎ、高等学校への情報提供や研修を行っている。
- ・通級による指導を卒業した子供の進路は、全てを把握しているわけではないが、専門学校へ

の進学が多いように感じる。

- ・通級による指導の実施校を学区ごとに2校以上配置することを目標とし、中学校で通級による指導を受けた生徒が多く進学している高等学校への実地調査の実施や、地域の偏りが生じないよう実施校を選定する等の工夫をしている。また高等学校において、特別な指導・支援を必要とする生徒が在籍し、学校長からの自立活動等の必要性に関する要望に応じて協議を行い配置をしている。
- ・高等学校における通級による指導実践研究協議会では、高等学校で通級による指導を受け、卒業後に進学や就職をした卒業生とその保護者が、自らの障害理解を深めて自分らしい生き方を考えたこと、それぞれの場所で自分なりの工夫や相談、支援を求める等しながら頑張っている様子を発表した。通級による指導が自分を変えるための努力を助けてくれる場所であった等の生の声を聞くことにより、通級による指導や特別支援教育を進める上での大きなヒントを得る機会になっている。
- ・高等学校における通級による指導が制度化して5年経過し、卒業生からは自分自身の弱みと強みを知ることができたという声や、教員や保護者からは発達障害の理解の深まりや、子供が自分と向き合うことで成長したという声が寄せられている。
- ・校内研修では、中学校で特別な支援を受けてきた生徒が進学していること、困りごとや自立活動の指導内容についての研修等が必要。
- ・特別支援学校は拠点校に対する協力校として、特別支援学校の強みを生かした訪問支援を行っている。特別支援学校が持つ専門性や様々な関係機関との連携等のつながりのノウハウを高等学校に情報提供することで、高等学校の教員からも支援の幅が広がったという声が聞かれる。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用した指導を受ける場合は、出席にはカウントされない。将来的に継続的な支援が必要というケースが出てきた際には、通級による指導の対象として専門の教員を配置するか等の検討が必要になるが、現時点では必要な時に支援をする形。
- ・高等学校に弱視の生徒が入学する際は、拡大教科書の申請への対応や、座席の配置や必要な支援機器の用意等、一人一人のニーズに合わせ、都度担当課と連携しながら受け入れの体制作りをしている。また、特別支援学校のセンター的機能も活用しながら体制を整えている。
- ・高等学校における通級による指導において行っている取組や配慮すべき点は、特別支援教育支援員の配置や、高校の学習を行う中での中学校の学習内容の復習等の実施。通級を実施していない学校にも良い効果があるのは、視覚支援や授業のユニバーサルデザイン化など、障害のある生徒が在籍する可能性を考えたわかりやすい授業の実施。
- ・高等学校の先生への研修で伝えるべきことは、卒業後に向けて、生徒本人が自分の得意不得意を理解し、必要な時に支援を求める力を付けるという点。援助希求について知ってもらうことが重要。
- ・通級による指導の開始と終了の決定については、教育相談や面談等により、通級による指導の必要性について、本人や保護者と十分に相談をし、校内委員会等で通級による指導が必要とされた場合には個別の指導計画を作成し、指導を開始する。指導開始のタイミングは、前期・後期の間や年度末、年度始めのタイミングが多い。年度途中から開始する事も出来るが、

教育課程を年度途中で変更するのは難しい。

- ・通級による指導を受けている生徒は放課後を利用して、通級による指導を加える教育課程になっていることが多い。
- ・通級による指導の担当教員は、基本的には通級による指導専門の教員として加配措置をしているため、通級による指導が第一。しかし、高等学校教諭の免許を持つ教員を充てているため、通級による指導を受ける生徒の様子を確認するために、チームティーチングで副担当として入ることもある。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定に当たっては、高等学校では通級による指導の単位認定の際、個別の指導計画の目標が達成できているかが基準になるため、目標を設定する段階で、生徒や保護者とその内容を確認しながら作成している。自立活動の1つの指導内容として、自分の事を説明したり、利用できる福祉制度を自分でまとめたりするトリセツ作りを取り入れている学校も多い。
- ・課題は、どの高等学校においても希望すれば通級による指導が受けられるよう体制整備を進めることと、高等学校卒業後の生活を見据えた指導の更なる充実。今年度の新たな取組として、但馬地区の高等学校を対象とした地域連携モデルの構築「但馬モデル」の研究を行っている。
- ・高等学校と特別支援学校が同じ敷地内にある阪神昆陽高等学校と阪神昆陽特別支援学校において、交流及び共同学習の充実を通して、共生社会の実現を目指した取組を行っている。阪神昆陽高校の取組は、今後の議論にあたり、重要な鍵になるのではないかと。
- ・通級指導担当教員の配置に係る県の負担については、加配措置により拠点校に配置し、特別支援教育支援員も地方財政措置の対象となるため、大きくはない。
- ・通級指導担当教員について、数を増やすだけでなく、通級指導担当教員の育成や専門性のある教員の育成・確保も同時に考える必要があるため、今後もニーズの状況を見ながら計画的に担当教員の配置等を進めていきたい。

### 【都立荻窪高等学校における取組（馬飼野委員）】

- ・東京都では、全ての学校、学年、学級に発達障害のある生徒が在籍しているという認識のもと、在籍学級等を含む学校全体で組織的に取組を進める必要があるとして、全校にリーフレットを配布している。荻窪高校では教員の主観で案内をすることを避けるため、全生徒にこのリーフレットを配布している。
- ・荻窪高校の通級による指導は、普段関わっている教員が主として対応する。これにより、コミュニケーションに課題のある生徒でも安心感を持つ事が出来るほか、通級による指導と通常の授業との連携が取りやすい等のメリットがある。
- ・東京都は、全都立高校において、自校で自校の教員が外部人材（高校通級支援員）と共に指導することができる体制を整備している。荻窪高校では、支援員から、自己分析のためのアセスメントアプリなどの教材の提供を受けている。
- ・生徒や保護者の希望に沿わない対応をしてしまった事例があり、通級による指導を必要とする生徒を受講に繋げていくために、教員間の通級による指導への認識を高めていく必要

性を感じた。

- ・校務分掌に設けられた総合支援部は、多様な困り感を持った生徒に対し、学級担任等が対応しきれない部分について、スクールカウンセラー、ユースソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携する際のコーディネートを担っている。また、対象生徒の情報交換のため支援方針会議を週1回程度行っており、総合支援部の他、各年次の代表や生活指導部、管理職といったメンバーで、支援方法等について情報交換している。
- ・現在通級による指導を行っていない都立高等学校においても、今後生徒・保護者が希望し、学校と東京都教育委員会が必要と判断すれば通級による指導を始めることができる。今後増えていくだろう。
- ・現状は外部人材に頼っているが、今後高等学校の教員も知識や技術がますます必要になってくると思われ、都としても研修を計画していくだろう。実際に大学等で関連する講座を受講する際の補助制度もある。
- ・発達障害以外のニーズへの対応については、募集段階で発達障害という用語は使用しており発達障害以外の生徒は手を挙げづらいということはあるかもしれないため、今後の課題と認識。
- ・高校生になってから視覚障害をもった生徒に対する対応としては、教科書の拡大版を用意したり、生徒の求めに応じて黒板の文字を大きくするといった対応。大学進学については特別な措置について大学と協議。本校では現在、具体的なケースはないが、そういう生徒が入学すれば何らかの対応は必要であり、様々なところと相談して進めて行く事になる。誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを実現する観点からも、障害の種類によって対応に差異が出ないようにする工夫がさらに進むと良い。